

東京都知事小池百合子殿

再要請書

どんぐり公園周辺を考える会

私たちは、杉並区西荻北4丁目38～40、5丁目で生活している住民です。毎年道路の下水による内水氾濫の被害を受け、2005年にはその内水氾濫を起因とした善福寺川の氾濫も経験しています。そして、善福寺川上流地下調節池計画において計画対象地域として立ち退きを求められている地権者と区分地上権を求められている地権者でもあります。それらの立場から善福寺川上流地下調節池計画に対して2025年1月15日に要請書を提出し、同年2月10日付けで回答を受け取りました。しかし、この回答書は、私たちにとって不十分と思われまますので、下記の項目に対して再回答を要請いたします

① 再要請1

「この計画では立ち退きを強いられる地権者に公聴会(聴問の機会)が提供されていないばかりか、都市計画審議会でも立ち退きや収用について全く審議されていません。住民の財産権を侵害するにもかかわらず、住民に「告知・聴問の機会」を与えることなく唐突に事業を実施しようとしています。私たちはこの計画が憲法31条及びそれに基づく都市計画法・河川法に定められた「適正手続」を経ておらず、2024年2月の計画決定は違法であると考えます。」これに対する回答は「本調節池の都市計画手続きにあたっては、都市計画素案説明会後、計画案を作成し杉並区の意見を聞いたうえ、都市計画案の公告縦覧・意見書の提出を経て、都市計画審議会で審議され、法に基づき都市計画決定されています。」と記されていますが、具体的事実に対して何ら具体的な回答が示されていません。明確な回答を要請します

② 再要請2

「私たちは毎年近隣の道路の下水による内水氾濫で多くの被害を被っています。2005年にはこれが善福寺川の氾濫を引き起こす要因となっているにもかかわらず、東京都は氾濫要因への検討を怠たり、善福寺川上流地下調節池計画を中核事業とした水害対策を推進しようとしています。この善福寺川流域の水害の問題を解決するには、大雨時の武蔵野市からの下水流入を含めた総合的流域治水を計画することが不可欠です。」これに対する回答は「総合的な治水対策として、流域内における雨水流出抑制対策、下水道の内水氾濫対策、河川の洪水対策を各主体が連携して、流域全体の治水安全度を向上させることが重要です。河川管理者は、河道や調節池等の整備による洪水対策を着実に進め、川で流せる能力を向上させ、下水道管理者は、その流せる能力にあわせて、下水道からの放流量を段階的に増量し、河川と下水道が一体となって浸水被害の軽減に努めています。調節池は、洪水を一時的に貯留することにより、河川からの溢水被害を防ぐとともに、内水被害の軽減にも効果が期待できると考えています。」と記されていますが、具体的事実に対して何ら具体的回答が示されていません。明確な回答を要請します。

③ 再要請3

「現計画は工事費1000億円超の工事費と約15年以上の工事期間を必要としています。その規模設定が公共事業としての費用対効果として適正かどうかの懸念が出ており、それに対して東京都は関連の情報を公開していません。直ちに事業計画関連情報を公開し事業のB/Cを明らかにすることを

要請します。」これに対する回答が「都は様々な機会を捉え、整備目的等について丁寧に説明を行うとともに、説明資料や意見を都 HP で公開しています。令和 6 年 9 月にはオープンハウス形式での地元説明を、杉並区と共催で実施し、今後も事業の内容と用地補償に関する説明会を予定するなど、住民への丁寧な対応に努めていきます。」と記されていますが、具体的数値の公開を求めているのに対して何ら具体的な数値を示していません。善福寺川の B/C の情報公開を要請します。

④ 再要請 4

「最近の都の委員会質疑で善福寺川の水害の原因究明と調査計画のシミュレーションが不十分であることが判明しています。善福寺川は都市の中小河川で独特の形状をしており、水害発生の方角も個別の特徴があります。再度、水害原因究明調査により適正な規模と工法への計画の見直しを要請します。」これに対する回答は「総合的な治水対策として、流域内における雨水流出抑制対策、下水道の内水氾濫対策、河川の洪水対策を各主体が連携して、流域全体の治水安全度を向上させることが重要です。河川管理者は、河道や調節池等の整備による洪水対策を着実に進め、川で流せる能力を向上させ、下水道管理者は、その流せる能力にあわせて、下水道からの放流量を段階的に増量し、河川と下水道が一体となって浸水被害の軽減に努めています。流域全体の治水安全度を向上させるため、河川の洪水対策、下水道の内水氾濫対策、雨水流出抑制対策を関係者が連携して取り組んでいます」と記されていますが、水害原因究明調査及びシミュレーションをしたのかその経緯と内容を明確に回答することを要請します。

⑤ 再要請 5

「この地域の自然環境は武蔵野台地のへりに位置して崖線と巨木が残され、そのへりからはいまだに湧水が湧き出ています。近年は、巨木を残す住民運動が契機となり『坂の上のけやき公園』が建設され、井荻公園内には住民の管理運営する『野草園』も設立されています。そして、この地域に隣接し校内に善福寺川が流れる井荻小学校では、川の清掃活動と自然観察活動が全校的に 20 年にわたり継続して行われ、この地域環境が学習環境として育まれています。本計画により公園の一部と貴重な湧水施設が失われ、巨大管理棟と取水口建設によりこの地域の自然環境が破壊されます。現状の自然環境が保全され、住民が次世代に誇れる計画として納得できる計画への見直しを要請します。」これに対する回答が、「本事業の実施にあたっては、現況の地質や地下水の調査や、樹木の調査など環境面に関する調査を実施し、現状の把握に努めていきます。原寺分橋付近からの湧水については、今後地下水調査、湧水量調査を行い、現状を把握したうえで工事完了後も保全できるように検討を進めていきます。」と記されていますが、湧水保全のための調査を実施するにあたり住民及びその関係者にどのような事前説明会及び経過説明を実施するのかの回答を要請します。

⑥ 再要請 6

私たちの会には立ち退きを求められる地権者と共に区分地上権を求められている地権者が在籍しています。特に後者においてはこれまで何らその計画と内容の説明を受けていません。今後どのような説明手続で計画を住民及びその関係者に説明していくのかを回答してください。

以上の再要請への回答は 2025 年 4 月 8 日午前 12 時までにお問い合わせください。

尚、この再要請書についての問い合わせ及び回答は「どんぐり公園周辺を考える会 代表世話人山口 泰」まで書面でお願いいたします。送付先は下記のとおりです。

● 郵送 〒167-0042 杉並区西荻北 4-40-6 ● メール yamaoto@jcom.home.ne.jp